

★対象となる方が65歳以上の高齢者の場合は、**二親等以内**の親族が申請できます！  
(子ども・孫)

## 他にもこんなメニューが・・・

部分的な改修をしたい・・・

### シェルター型工事費補助

- (1) 対象となる方  
明石市内に対象となる住宅を所有し、  
合計所得金額が1,200万円以下の方  
(兵庫県民(個人))
- (2) 対象となる住宅  
※1に同じ  
(ただし戸建住宅に限る)
- (3) 対象となる費用  
対象となる住宅への市が認める  
耐震シェルターの設置に要する費用
- (4) 補助額 50万円(定額)  
100万円 高齢者(65歳以上)  
のみでお住まいの場合

部分的な改修をしたい・・・

### 屋根軽量化工事補助

- (1) 対象となる方  
明石市内に対象となる住宅を所有し、  
合計所得金額が1,200万円以下の方  
(兵庫県民(個人))
- (2) 対象となる住宅  
※1に同じ(ウを除く)  
下表に掲げる評点の住宅の屋根を軽量化
- (3) 対象となる費用
- (4) 補助額 50万円(定額)

| 改修前     | 改修後  | 評点         |
|---------|------|------------|
| 非常に重い屋根 | 重い屋根 | 0.5以上1.0未満 |
|         | 軽い屋根 | 0.4以上1.0未満 |
| 重い屋根    | 軽い屋根 | 0.5以上1.0未満 |

住まいを建て替えたい・・・

### 住宅建替補助

- (1) 対象となる方  
明石市内に対象となる住宅を所有、かつ  
居住し、合計所得金額が1,200万円以下  
の方(個人)※ただし、建て替え後も申請  
者が居住すること
- (2) 対象となる住宅  
※1に同じ(ただし耐震診断の結果、  
「危険」と診断された戸建住宅に限る)
- (3) 対象となる費用  
耐震性の低い既存住宅を耐震性の高い  
住宅へ建替える工事に要する費用
- (4) 補助額 補助率4/5 限度額100万円

命を守る最低限の対策をしたい・・・

### 防災ベッド等設置助成

- (1) 対象となる方  
対象となる住宅に居住し、合計  
所得金額が1,200万円以下の方  
(兵庫県民(個人))
- (2) 対象となる住宅  
※1に同じ
- (3) 対象となる費用  
対象となる住宅への防災ベッド等の  
設置に要する費用
- (4) 補助額 10万円/台(定額)

※1 以下の条件をすべて満たす住宅(共同住宅、賃貸住宅及び店舗等併用住宅も含む)

ア 昭和56年5月31日以前に着工されたもの

イ 違反建築物でないもの

ウ 耐震診断の結果、「危険」「やや危険」と診断されたもの

エ 兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅

# 進めよう！住まいの耐震化！

ひょうご住まいの耐震化促進事業のご案内

地震が起こった時、  
家にいるのはあなただけでは限りません。  
大切な人の命を守る  
「住まいの耐震化」をご検討ください！



### お問い合わせ窓口

明石市 都市局住宅・建築室建築安全課  
〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号  
TEL 078-918-5046  
MAIL [kenchiku@city.akashi.lg.jp](mailto:kenchiku@city.akashi.lg.jp)  
明石市役所本庁舎 7階

詳しい申請スケジュールや申請者要件、  
対象住宅、補助額等については  
職員にお問い合わせください！

# STEP1 まずは無料の簡易耐震診断！

昭和56年(1981年)5月以前に着工した住宅を対象に、無料の簡易耐震診断を実施しています。診断の結果、耐震性が低いと診断された住宅に限り、工事費補助を受けることができます。

## ★申し込みから診断結果報告までの流れ

申込前に「耐震診断技術者名簿」の中から診断員を選び、電話で内諾を取っておいてください！

### 申込書提出

申し込みに必要な書類  
・申込書（建築安全課HPよりダウンロード可能）  
・建築時期が分かる書類（謄本、権利書等）  
・住宅の位置が分かる地図

### 診断員から連絡

診断員と診断日の日程調整をしてください

### 診断実施

建物の形や壁の配置及び量、外壁や基礎の劣化具合等を目視で調査し、3段階で評価します

| 評点<br>0.7未満 | 評点<br>0.7以上<br>1.0未満 | 評点<br>1.0以上 |
|-------------|----------------------|-------------|
| 危険          | やや危険                 | 安全          |

### 診断結果の報告

明石市より診断結果報告書を郵送します

## 共同住宅、長屋も対象となります！

所有者や管理組合からの申し込みとします  
(賃借人、区分所有者単位での申し込みは受け付けておりません)



## お申し込みの前に！

## ★次の3項目をご確認ください★

☑ 昭和56年5月以前に着工された住宅に間違いありませんか？

☑ 増築はしていませんか？

- ・していない → OK
- ・昭和56年5月以前にしている → OK
- ・昭和56年5月以降に構造上分離した別建物を増築している → OK
- ・昭和56年5月以降に構造上一体となった増築をしている → NG

☑ 認定工法の住宅ではありませんか？

ハウスメーカーで建てられた、認定工法の住宅は診断ができないため対象外となります



# STEP2 補助を受けて住宅を耐震化！

「危険・やや危険」の状態から「安全」な状態にしたい！

➡ 計画策定費補助と工事費補助をセットで使い、  
住宅全体を耐震化しよう！

## ★1 精密な住宅診断と補強計画を立てる

### 住宅耐震改修計画費策定補助

#### (1) 対象となる方

明石市内に対象となる住宅を所有する方

#### (2) 対象となる住宅 ※1

以下の条件をすべて満たす住宅(共同住宅※3、賃貸住宅及び店舗等併用住宅も含む)

ア 昭和56年5月31日以前に着工されたもの

イ 違反建築物でないもの

ウ 耐震診断の結果、「危険」「やや危険」と診断されたもの

エ 兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅

#### (3) 対象となる費用

耐震診断・耐震改修計画策定(評点1.0以上)に要する費用

#### (4) 補助額

戸建住宅 補助率2/3 限度額20万円

共同住宅 補助率2/3 限度額12万円/戸

## ★2 設計した補強計画通りに耐震化工事

### 住宅耐震改修工事費補助

#### (1) 対象となる方 ※2

明石市内に対象となる住宅を所有し、合計所得金額が1,200万円以下の方(兵庫県民(個人))

#### (2) 対象となる住宅

※1に同じ

#### (3) 対象となる費用

① 地震に対する安全性を確保する(評点1.0以上)のための、耐力壁の設置、屋根の軽量化、基礎や床面の補強(附帯工事を含む)に要する費用

② 耐震改修を行う室の内装工事に要する費用(家具工事、設備工事を除く)

#### (4) 補助額

戸建住宅 補助率4/5 限度額100万円

(工事費300万円以上の場合はさらに30万円上乘せ)  
共同住宅 補助率4/5 限度額40万円/戸

※3 共同住宅は、階数2以下かつ延床面積が1,000㎡未満のものに限る。

★どちらか片方だけ申請することも可能

## 命を守る最低限の工事がしたい！

簡易的な工事をお考えの方はこちら

### 簡易耐震改修工事費補助

#### (1) 対象となる方

※2に同じ

#### (2) 対象となる住宅

※1に同じ

(ただし耐震診断の結果、「危険」と診断された戸建住宅に限る)

#### (3) 対象となる費用

対象となる住宅の耐震性能を改善する(評点0.7以上)工事に要する費用

#### (4) 補助額

補助率4/5  
限度額50万円

## ★よくある質問★

### Q1 どの業者でも良いですか？

→「兵庫県住宅改修業者登録制度」に登録されている業者に限りです(特定業者の紹介はできません)

### Q2 どのタイミングで申請すれば良いですか？

→必ず業者と契約する前に申請してください。あらかじめ「明石市の補助を受けて工事がしたい」と業者にご相談ください。

### Q3 毎年、何件分の枠がありますか？

→公表しておりませんが、先着順となっております。枠が埋まり次第受付を終了します。